

死亡事故見舞金共済

もしもの時をサポートします。

あなたの管理物件内の建物構内で
死亡事故が発生する前に2つのサポート…

サポート

1 建物構内死亡保障

賃貸アパート・マンションの建物構内(敷地内含む)で自殺が発生した場合、または賃貸アパート・マンションにお住まいの方が何者かに殺害された場合に、オーナー様が負担する清掃費等の臨時に生ずる費用に対して、共済金をお支払いします。

※自殺未遂および殺人未遂等は除きます。

※賃貸アパート・マンションの入居者以外の方の自殺については、飛び降り自殺に限ります。

建物構内死亡保障

平成9年から平成19年までの厚生労働省の統計によると、自殺者は24,391人から33,093人と約1万人増加しています。(平成18年からは2.9%増)

サポート

2 一人暮らし死亡保障

賃貸アパート・マンションにお一人でお住まいの方が、居住している戸室内で自殺及び他殺以外を原因として死亡した場合に、オーナー様が負担する清掃費等の臨時に生ずる費用に対して、共済金をお支払いします。

一人暮らし世帯数が増加・高齢化しています。

平成17年の総務省(国勢調査)の統計によると、一人暮らしの世帯数は約1,330万世帯と10年間で約200万世帯増加しています。また、65歳以上の高齢者一人暮らしの世帯数は約405万世帯と10年間で約200万世帯増加し、一人暮らし世帯数の約3割を高齢者が占めています。

共済掛金・保障額表

■基本プラン

加入コース	年額共済掛金	保障額	
		建物構内死亡保障	一人暮らし死亡保障
4戸以下コース	7,200円	45万円	20万円
5戸コース	9,000円		
6戸コース	10,800円		
7戸コース	12,600円		
8戸コース	14,400円		
9戸コース	16,200円		
10戸コース	18,000円		
11戸コース	19,800円		
12戸コース	21,600円		
13戸コース	23,400円		
14戸コース	25,200円		
15戸コース	27,000円		
16戸コース	28,800円		
17戸コース	30,600円	90万円	20万円
18戸コース	32,400円		
19戸コース	34,200円		
20戸コース	36,000円		
21戸コース	37,800円	115万円	20万円
22戸コース	39,600円		
23戸コース	41,400円		
24戸コース	43,200円		
25戸コース	45,000円	130万円	20万円
26戸コース	46,800円		
27戸コース	48,600円		
28戸コース	50,400円		
29戸コース	52,200円		
30戸以上コース	54,000円		

※上記の年額共済掛金のほかに、初年度のみ別途入金金2000円が必要となります。

■追加プラン

※追加プランにご加入いただいた場合、加入コースに応じて建物内死亡保障額が増額されます。

加入コース	1口あたり掛金単価	建物構内死亡保障額
50万円コース	450円	50万円増額
100万円コース	800円	100万円増額
150万円コース	1,050円	150万円増額
200万円コース	1,300円	200万円増額

※追加プランの年額共済掛金は、上記の「掛金単価」に加入口数を乗じた金額となります。

年額共済掛金算出例

算出例①…戸室数35戸で、基本プランのみご加入の場合

【加入コース】
30戸以上コース

年額共済掛金
54,000円

建物構内死亡保障額
130万円

算出例②…戸室数15戸で、基本プランと追加プランにご加入の場合

基本プラン年額共済掛金

【加入コース】
15戸コース

年額共済掛金
27,000円

建物構内死亡保障額
70万円

追加プラン年額共済掛金

【加入コース】
「100万円コース」
にご加入の場合

年額共済掛金
掛金単価(800円) ×
加入口数(15口=15戸)
12,000円

建物構内死亡保障額
100万円増額

合計年額共済掛金

27,000円 (A) + **12,000円** (B)
39,000円

建物構内死亡保障合計額
70万円 (a) + **100万円** (b)
170万円

※追加プランの加入口数は、基本プランの加入コースに応じて以下の通りとなります。

- 基本プラン4戸以下コースにご加入の場合 ⇒ 加入口数「4口」
- 基本プラン30戸以上コースにご加入の場合 ⇒ 加入口数「30口」
- 基本プラン5～29戸コースにご加入の場合 ⇒ 加入口数 戸室数をご記入ください。

ご加入時の留意点

■保障の対象となる物件(被共済物件)

ご契約者が所有または管理する賃貸アパート・マンションでの事故が対象となります。

■お申込方法

所定の加入申込書とその他の添付必要書類に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、各管理会社(取扱代理所)にご提出ください。

■共済掛金について

①共済掛金の払込方法は、ご契約者の金融機関口座からの口座振替による払込みとなります。所定の口座振替依頼書に必要事項をご記入いただき、金融機関届出印をご捺印のうえ、ご提出ください。

②共済掛金は、申込書の受付締切日(毎月10日)の翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、ご指定の口座から振替させていただきます。

■保障の開始

初回の共済掛金が振り替えられた場合は、申込書受付締切日の属する月の翌月1日(共済期間開始日)の0時より、保障が開始されます。

■共済期間

共済期間は、共済期間開始日より1年間となります。また、共済期間の満了日の1か月前までにご契約者より契約の更新をしない旨のお申し出が無い場合で、本会が共済契約の更新を承諾した場合には、共済契約は更新されます。

■クーリングオフ

本共済はお申込日からその日を含めて8日以内であれば、すでに申込された共済契約を取消することができます。

■告知義務・通知義務

【告知義務】

ご契約者には、ご契約時に本会に重要な事項を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。申込書等の提出書類の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできない場合があります。

【通知義務】

ご契約者には、ご契約時に提出いただいた書類の記載事項について変更が生じたときは、その内容を本会に申し出いただく義務(通知義務)があります。書類の記載事項に変更が生じたときはただちに本会に通知してください。ご通知がない場合には、変更の後に生じた事故による損害については共済金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

■共済契約の失効

以下の場合には、共済契約は失効します。

- ①本会指定の管理会社以外の管理会社に被共済物件の管理を委託した場合
- ②共済契約者が被共済物件を他人に譲渡した場合

■解約返戻金および配当金

本共済を解約された場合の返戻金および本共済の配当金はございません。

■共済金をお支払いできない主な場合

以下の場合には、共済金をお支払いできません。

- ①建物構内死亡保障
 - 共済契約者または被共済者が自殺または殺害について関与していた場合
 - 一人暮らし死亡保障
 - 自殺または他殺
 - 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的な事変もしくは暴動
 - 核燃料物質に起因する事故

※このパンフレットの記載事項は、共済契約内容の一部です。契約条件および保障内容等の詳細については、死亡事故見舞金共済約款によって定められていますので必ずご確認ください。

取扱代理所 / お問い合わせ

三洋住宅産業株式会社
仙台市太白区泉崎一丁目1番18号
電話 022(244)0205

日本賃貸住宅オーナー共済会